

令和6年度離島高校生等に対する介護研修事業企画提案に関するQ&A

No.	Q	A
1	<p>仕様書:委託業務の内容 ①5-(1)において、「受講者がより多く集まるよう会場・日程等を検討すること。」とあるが、今年度事業を実施するにあたり、具体的な受講生数をどのように想定されておられますか。 平成30年度の本事業に関するQ&Aでは「合計で60～70名程度(各島でそれぞれ20～25人程度)の養成を目標としています。なお、各離島の状況に応じて離島ごとに募集定員を調整してもかまいません。(例:宮古40名、石垣20名、久米島15名など)」と回答がありましたが、今年度事業の目標人数について改めて見解をお聞きしたい。</p>	<p>平成30年度同様に、今年度事業は、合計で60～70名程度(各島でそれぞれ20～25人程度)の養成を目標としています。なお、各離島の状況に応じて離島ごとに募集定員を調整してもかまいません。(例:宮古40名、石垣20名、久米島15名など) 受講者がより多く集まるよう効果的、効率的な企画のご提案をしていただきたいと考えております。</p>
2	<p>②5-(1)において、「受講者がより多く集まるよう会場・日程等を検討すること。」とあるが、受講を希望する高校生の中には、夏休み期間中はアルバイトもしたいという要望や一般市民の希望者の中には昼間働いている方もいるため、これらの方々も参加しやすい夜間コースでの実施は可能でしょうか。 これについては、平成31年のQ&A:8に「受講者(特に高校生)が参加しやすいよう配慮した日程を組んでいただければ日程の設定に制限はありません。」とあり、この見解は継続されているのとも理解してよいか。改めてお聞きしたい。</p>	<p>夜間コースでの実施も可能です。 業務委託企画提案公募要領及び企画提案仕様書に基づき、受講者(特に高校生)が参加しやすいよう配慮した日程を組んでいただければ日程の設定に制限はありません。 ただし、平成31年度Q&A:8に記載のとおり、夜間開催の場合は、日程調整の段階で各高校に夜間に研修を行う旨のご説明を行い、了承を得る必要があります。</p>
3		
4		
5		

令和5年度離島高校生等に対する介護研修事業企画提案に関するQ&A

No.	Q	A
1	<p>従来の質問のQ&Aについて質問させていただきます。</p> <p>平成31年度のQ&A:2及び5において Q2: 修了者の進路の追跡に関する業務は「県の責任において行われるという理解でよろしいか？」 という質問に対し、 A: 追跡調査については、様式の作成や受講者への依頼、とりまとめ等全ての作業を県が行います。事業受託者の役割とは、 ① 研修後に追跡調査を実施することの周知 ② 研修修了者名簿の県への共有 の2点のみとなります。 また、5のQ&Aでは Q5: 修了生に対する県の追跡調査への協力を事前に周知とあるが、周知のみで調査は、県が実施するとの理解でよろしいでしょうか。 A: 「その理解で問題ありません。」</p> <p>との回答ですが、今年度の事業実施についても本回答は継続されているものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>継続しておりません。 修了者の進路の追跡調査に関する内容も含めて企画提案していただきたいと考えております。</p>
2		
3		
4		
5		

令和4年度離島高校生等に対する介護研修事業企画提案に関するQ&A

No.	Q	A
1	<p>県が策定する「新型コロナウイルス感染症にかかわる沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」等に基づき実施をした場合でも、受講者の一部に家庭内等における感染者や濃厚接触者となった場合は、感染者個々の状態を県に報告し、指示を受けることになるかと思いますが、当該対象者の補講を同会場で実質的に2回行うことは予算的に無理と判断される場合について県の見解をお願いします。</p>	<p>予算の制約により同会場での補講が困難な場合については、他地域会場での受講や、オンラインによる受講など、同会場での受講にこだわらず、可能な限り当該補講対象者が修了することが出来るよう務めていただきたいと思います。</p>
2	<p>質問No.1に関連して、No.1の当該対象者が多く発生し、研修途中で中止となった場合の費用に係る精算はどのような処理となるのか見解をお願いします。</p>	<p>やむを得ず事業を中止する場合においても、本事業の実施を起因とした経費については、精算する必要があります。 中止となった時点までの本事業の実施に要した経費、及び本事業を中止とすることで発生する会場のキャンセル料等の経費について、内容を精査の上、支払うことになります。</p>
3		
4		
5		
6		
7		
8		

平成31年度離島高校生等に対する介護研修事業企画提案に関するQ&A

No.	Q	A
1	県立高校への事業の周知の際に、研修を終了した者は「県の追跡調査にご協力頂く旨を明記」とあるが、これに対する担保として、例えば保護者と本人からの誓約書又は念書等の書面による提出をしてもらう必要がありますでしょうか。	受講者に誓約書等の提出を義務づける必要はありません。ただし、周知チラシ等には「研修修了後に県が行う追跡調査にご協力頂きます。」という内容を入れ込んでください。
2	「県の追跡調査にご協力頂く…」とは、研修修了後の追跡調査に関する業務は県の責任において行われるという理解でよろしいでしょうか？	—追跡調査につきましては、様式の作成や受講者への依頼、とりまとめ等全ての作業を県が行います。 —事業受託者の役割としては、 ①研修後に追跡調査を実施することの周知 ②研修修了者名簿の県への共有 の2点のみとなります。
3	追跡調査期間について卒業後どの程度の期間を想定されているのか具体的なお考えをお示しいただきたい。	追跡調査は本事業の修了者が就職又は転職の際に介護職に就いているかを調査することを目的としています。そのため、受講者によって期間が変わってきますが、研修修了後5年以上経過後に調査の電話をすることも考えられます。
4	平成30年度の各島ごとの運営状況について受講者数(高校生・学年別と一般の内訳)、修了者数、開催時期について教えてください。	平成30年度の実績については次のとおりです。 ・宮古島:【修了者】26人(高校生24人、一般県民2人) 【開催時期】7/22～8/21(補講 10/13～11/4) ・石垣島:【修了者】20人(高校生19人、一般県民1人) 【開催時期】7/23～8/9(補講 9/12～1/10) ・久米島:【修了者】7人(高校生2人、一般県民5人) 【開催時期】8/2～8/23
5	修了生に対する県の追跡調査への協力を事前に周知するとあるが、周知のみで調査は、県が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で問題ありません。
6	成果報告会の開催は、各島ごとに開催する必要がありますか。	原則的には各島ごとの開催となります。ただし、受講者が極端に少ない等の問題があれば、そのつど検討します。
7	事業内容の宮古島、石垣島及び久米島において、各離島で1回以上介護職員初任者研修を実施する。との事ですが、宮古島のみでも可能でしょうか？	3島全てでの初任者研修実施が本事業受託の前提条件になります。宮古島のみでの実施は認められません。
8	開催月や時間帯は自由に設定でも宜しいでしょうか？ ※夜間可？	受講者(特に高校生)が参加しやすいよう配慮した日程を組んでいただければ日程の設定に制限はありません。夜間開催も可能です。ただし夜間開催の場合は、日程調整の段階で各高校に夜間に研修を行う旨のご説明を行い、了承を得る必要があります。

平成30年度離島高校生等に対する介護研修事業企画提案に関するQ&A

No.	Q	A
1	本事業における高校生への募集告知について、地元の高校(進路指導室)や自治体、関係団体等の協力を頂けなくては困難が予想されます。ついては県のお立場から、地元高校、自治体、社協等への協力の呼びかけを具体的にどのようにして頂けるのでしょうか。	県立高等学校、自治体等への協力呼びかけについては県も協力する予定です。 具体的には、県立高等学校及び市町村への事業趣旨の説明と協力依頼を行う予定です。
2	本事業における受講者の人数において、県は何人ぐらいの参加を目標に想定していますか。また、地域別の人数についても予め目標がありますか。	合計で60～75名程度(各島でそれぞれ20～25人程度)の養成を目標としています。 なお、各離島の状況に応じて離島ごとに募集定員を調整してもかまいません。 (例)宮古40名、石垣20名、久米島15名など
3	受講対象となる高校生の学年の制限はありますか。	学年の制限はありません。 ただし、受講者数が定員を超過した場合は就職を控えた3年生を優先して受け入れることが事業としては望ましいと考えます。
4	受講場所までにかかるバス代が発生した場合は、これを経費として本人に支払うことは可能ですか	それはできません。 研修に参加するまでの交通費は受講者の負担となります。
5	3島で均一した人数で受講者が確保できる場合は問題ないが、例えば久米島で1人、宮古で6人、石垣で15人となった場合、久米島の開催は閉講としてもよいか。(久米島から他の場所への通学は想定していない。)それとも3島開催が絶対条件ですか。その場合、開講の最低人数は何人を想定していますか。	各離島において受講者が1名でもいれば研修を開催していただく必要があります。
6	弊社事務局の社員が講師を兼務した場合は、講師の業務については人件費ではなく、謝金扱いの講師料として計上してもよいか。	問題ありません。
7	本事業の費用の概算払いについて、概算払いの回数・支払時期はどのようになりますか。	受託業者の希望があれば委託額の8割を上限に概算払いをすることができます。概算払いの回数・時期等については受託者の意向をふまえて契約の段階で調整します。
8	仕様書の「6 受講対象外[1]～[4]以外の要件として、上限の年齢制限はありますか。	上限の年齢制限はありません。
9	研修内容に実習を入れる必要がありますか。また実習を行う場合、受講者の受け入れ側への謝金を経費に計上してよいのでしょうか。	実習は研修内容として必須ではありません。実習を実施するかどうかは受託者の判断にお任せします。 また、実習を行う場合に、実習にかかる謝金を経費として計上することは問題ありません。
10	仮に高校生の参加が無く、一般住民からの参加者が開講するに値する人数となった場合、開講の可否について県はどのようにお考えでしょうか。	高校生の有無に関わらず、受講者が1人でもいれば開講する必要があります。

平成30年度離島高校生等に対する介護研修事業企画提案に関するQ&A

No.	Q	A
11	当センターの職員から担当責任者を決めた後に、離島現地での補佐役として、アルバイト等の採用をしても良いでしょうか。	問題ありません。
12	本事業の契約前に「初任者研修指定申請書」を沖縄県へ提出しても良いでしょうか。	本委託事業で実施する初任者研修の指定申請を契約前に申請することは問題ありません。 ただし、本委託事業に係る申請であることがわかるようなメモ(A4一枚紙)を申請書類に添付してください。 また、本事業を受託しなかった場合、当該申請書類を無効とし、県で破棄しますのでご注意ください。
13	仕様書6の「受講対象者」について、「(4)就職内定の状況にある方を対象外」としているが、現在就労中の方については、対象者に含めて良いでしょうか。	問題ありません。職に就きながら介護職への転職を考えている地域住民等も本事業の受講対象者にあたります。